

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第132回

公益社団法人
家庭問題情報センター 鈴木 克明

長男から父親との面会をせがまれて

美由紀さんは四十二歳、十年前に協議離婚し、当時一歳だった長男の健太君を連れて実家に戻りました。元夫から養育費は受け取っておらず、面会交流も実施していませんでしたが、小学六年生になった健太君から突然、「お父さんと会ってほしいと言われました。元夫に連絡を入れ、健太君と会ってほしいと頼みましたが、「再婚しており子どももいる。今さら会ってもしようがない」と断られてしまいました。健太君にそのまま伝えると傷つけてしまうことになるし、どうしたらよいか困り果てて相談に訪れました。

美（美由紀） 元夫と離婚したのは、育児や仕事についての考え方の食い違いが大きく、喧嘩が絶えなかったからです。

子どもが生まれて育児休暇に入った後、職場復帰しようとしたところ、元夫から、これから仕事が忙しくなるので家事や育児は手伝えない、仕事を辞めて家の中のことに専念してほしいと強く言われました。元夫は、仕事熱心なのはいいのですが、私に対していろいろと指図してくることが多く、直接の暴力はなかったけれど、気に入らないと不機嫌になり暴言を吐いたりしました。一度大喧嘩になり、これでは一緒に暮らせないと考えて実家に戻り、しばらく別居していました。

別居後すぐに、早く戻ってこいと元

夫から連絡が入りましたが、相変わらずの命令口調だったので、「家には戻らない。離婚してほしい」と申し入れて協議離婚となりました。

カ（カウンセラー） 離婚の話合いはスムーズに進んだのですか？

美 最初は絶対に離婚はしないと決っていました。私の離婚意思が固かったことと、仕事が忙しくて時間が取れない事情もあったようで、「養育費はいらない。面会交流にも応じない」という条件で離婚しました。

カ 養育費はいらないとおっしゃったのですか？

美 私はフルタイムで働いているし、同居している両親も援助を約束してくれました。十分生活はしていけると考えました。実際、特に困ることなく生活

を続けています。

養育費を受け取ることで、面会交流を求められたり、元夫から子育てのこととあれこれ指図されることも嫌だなという思いもありました。

カ お子さんや面会交流のことについて、元夫は何もおっしゃらなかったのですか？

美 別居中に面会交流の申し入れはありましたが、子どもがまだ小さいので待つてほしいと断っていました。

元夫は仕事からの帰りが遅く、休日にも付き合いたと言って外出しがちで、子どもとの接触はあまりありませんでした。

カ 健太君には、お父さんのことはどのように伝えていたのですか？

美 少し大きくなって父親のことを聞いて

てきた時に、「ママとパパは仲良く出来なくなったので一緒に生活出来なくなったの。パパは仕事が忙しいので、なかなか会えない」と説明していました。

カ 健太君が急にお父さんと会いたいと言いだしたのは、なぜでしょうか？

美 仲の良い友達が、ずっと会っていなかった父親と最近会うようになったらしく、自分も父親と会ってみたいと考えたようです。

父親のことを健太に話すことはあまりなかったのですが、父親のいいところしか話していなかったため、元夫に悪いメッセージは持っていないと思います。

カ 健太君がどのような父親イメージを持って育つかは大事なことで、健太君の思いを大事にしてあげたいですね。

美 そうなんです。ところが、「元夫と連絡を取って「健太と会ってほしい」と頼んだところ、断られてしまいました。

カ 元夫からすると、今の生活を邪魔されるように感じているかもしれませんね。あるいは、現在の妻や子どもの手前、健太君と会うことに抵抗があるのかもしれないです。

美 どう考えたらいいのでしょうか？

本当は、離婚するときに面会交流や養育費について、きちんと決めておけば良かったのだと思います。

離れて暮らしている親との交流がないと、子どもは「自分のせいで両親は別れたのではないか」「自分は父親か

ら捨てられたのではないか」「自分のことを大事に思っていないのではないか」などと考えてしまい、自尊心や自己肯定感が損なわれることがあると言われています。

また、離れて暮らしている父親も、会っておらず養育費の支払いもしていないと、父親であることの自覚が育たず、今回のようにお子さんが大きくなって

会いたいと言っても面会に応じなかったり、会うことでお子さんが逆に傷ついてしまうことも起こりかねないのです。

養育費についても、美由紀さんは今のところ実家の援助を受けていて問題ないですが、人によっては、お子さんが大学受験の時期を迎えたときに教育費が足りなくなり、それまで没交渉だった父親に大学進学費用の支払いを求めたいがどうしたらよいかという電話相談を受けることが度々あります。

養育費は、請求しないと受け取るこ

美 これから先どうしたらいいのでしょうか？

元夫と連絡が取れるのであれば、再度連絡を入れて、元夫の立場も考えながら解決案を話し合ってみてはいかがでしょうか。

その際には、元夫の希望を十分に尊重して、受け入れやすい頻度や方法を

考えることが重要です。直接の面会がすぐには難しいという場合でも、手紙や写真をやりとりする間接交流もありますので、健太君のために無理のない形を探してみてください。

本人同士の話し合いが難しい場合、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てることも可能です。面会交流は別居している親から申し立てられることがほとんどですが、子と同居している親が申し立てることも出来ます。但し、調停を申し立てると元夫に負担をかけることになるので、事前に申立てを考慮していることを伝えるなど慎重に進めることも大事かと思えます。

養育費については、元夫との間ではいらないと約束をしているので、今回の面会交流と一緒に持ち出すことは適当ではないと思いますが、健太君の将来を見据えて、どうすることがよいか、よく考えていただければと思います。

美 分かりました。元夫にもう一度連絡を入れて、無理のない範囲で協力を求めたいと思います。

カウンスラーは、ずっと没交渉だった

美由紀さんと元夫が冷静に話し合い、健太君にとってよい父子交流が開始することを祈りながら美由紀さんを見送りました。

